

子どもすこやか医療費助成の手引



品川区

【子どもすこやか医療費助成とは】

お子さまが病院等で診療を受けた時、保険診療のうち自己負担分を品川区が助成する制度です。

保育園・幼稚園・学校等で負傷した場合は

上記の管理下での負傷による診療で、初診から治癒までの間の医療費総額が500点(5000円)以上の場合、医療証は使用できません。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度をご利用ください。医療機関(病院・薬局・柔道整復師等)で受診する時は健康保険証のみを提示し、自己負担分はお支払いください。学校等を通して、日本スポーツ振興センターへ申請します。後日、保護者の方に自己負担金と見舞金1割が支給されます。医療証を使用して医療費助成を受けた場合は、助成した医療費を返還していただきます。ただし、医療費総額が500点に満たない場合は医療証をご使用ください。

品川区 子ども未来部 子育て応援課 手当医療助成担当
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL 03-5742-9174(直通) FAX 03-5742-6387

令和5年8月版

子ども医療費の支給申請について

保険適用の医療費を自己負担した場合、子ども医療費の支給申請ができます。

品川区役所 本庁舎7階 子育て応援課の窓口で直接子ども医療費の支給申請をしてください。(ただし保険適用分に限る)

支給申請に必要なもの

1. 受診した領収書(保険適用分の原本)
※保険適用申請時に保険組合に領収書の原本を提出済の場合は領収書の写しで可
2. 来庁者の本人確認書類
3. 医療証
4. 子どもの健康保険証
5. 医療証に記載されている保護者名義の金融機関口座の分かるもの

★その他、以下の書類が必要な場合があります

- ※医師の指示書の写し(補装具・治療用眼鏡等の申請時のみ)
- ※保険組合から発行された療養費給付の決定通知書(原本)
- ※限度額適用認定証の写し
- ※小児慢性特定疾病医療受給者証の写し等

<注意>領収書には次の①から⑦までの記載が必要です。記載に不備があると、自己負担金を助成できない場合があります。

- ①受診者氏名
 - ②診療日
 - ③保険診療点数
 - ④保険適用の医療費の自己負担額
 - ⑤保険適用外の金額
 - ⑥入院・外来の区分
 - ⑦医療機関名称、所在地、領収印等
- 支払日の翌日から5年を経過すると、時効により申請をお受けできなくなりますのでご注意ください。

医療証の使い方

1. 東京都内の医療機関で診療を受ける場合

東京都内の医師会、歯科医師会、薬剤師会に加入している医療機関、東京都と契約している医療機関および柔道整復師の窓口健康保険証と医療証をご提示ください。保険適用の医療費が無料となります。

2. 東京都以外の医療機関で診療を受ける場合

医療機関の窓口で一旦自己負担分を支払い、後日支払った自己負担分について子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。

医療費助成の対象にならないもの

1. 健康診断や予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、休日・夜間診療等の割増料金、文書料、大学病院等に紹介状なしで受診した場合の費用等、**健康保険が適用されないもの**
2. 交通事故等、他(加害者)に責を帰するもの(第三者行為)
3. 保育園・幼稚園・学校等でけが等をして「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」による医療費の給付を受けられるとき
4. 転出等で受給資格がなくなったとき
5. 健康保険の資格がないとき

医療証交付申請について

お子様が生まれた場合や品川区に転入した場合、医療証交付申請をしてください。

1. 申請に必要なもの
 - ・子どもの健康保険証

★**子どもの健康保険証が発行されていなくても申請可能です。**

※お手元に健康保険証が届きましたら、健康保険証の写しをご提出ください。保険資格を確認し、医療証を発行します。
※子ども医療費助成医療証交付申請書は郵送でも提出可能です。
※申請書は品川区のホームページから印刷できます。
2. 受給資格開始日について
 - ①子どもの誕生日・転入日から6か月以内に申請の場合
・・・誕生日・転入日からの受給資格となります
 - ②子どもの誕生日・転入日から6か月を過ぎた申請の場合
・・・申請日からの受給資格となります

○医療証は、毎年10月1日から新しい医療証に切り替わります。新しい医療証は9月下旬にお送りします。

○新小学1年生は、4月1日から子ども医療証に切り替わります。

○新高校1年生相当世代のお子様は、4月1日から高校生等医療証に切り替わります。

○それぞれ、4月1日から有効の新しい医療証は3月下旬にお送りします。

医療費助成の対象になるもの

1. 病院等で支払う医療費のうち、保険適用の医療費の自己負担分の助成
2. 入院時の食事療養標準負担額(食事代)の助成
※入院の食事代は、医療機関の窓口で一旦支払い、後日子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。
3. 養育医療、育成医療等他の医療費助成がある場合、それらの助成額を除いた残りの自己負担分の助成
4. 高額療養費、保険組合独自の付加給付が支給される場合に、それらを除いた残りの自己負担分の助成
※申請方法は「高額療養費について」をご覧ください。
5. 治療用装具(補装具・治療用眼鏡)等は保険組合で給付が決定された場合のみ助成
※治療用眼鏡については助成上限額有。
※保険組合で給付決定後、残りの自己負担分について子ども医療費の支給申請をしてください。支給申請には治療用装具の領収書の写しと医師の指示書の写し、保険組合から発行された療養費給付の決定通知書(原本)が必要です。申請方法およびその他の持ち物は「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。

東京都以外の国民健康保険組合に加入されている方

東京都以外の国民健康保険組合に加入されている方は東京都内であっても医療証が使用できません。病院等にかかった場合、一旦自己負担分を支払い、後日支払った自己負担分について子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。

届出が必要な場合

1. 変更届の提出

- ①品川区内で住所が変わったとき
- ②保護者や子どもの氏名が変わったとき
- ③子どもの健康保険証が変わったとき
- ④医療証に記載されている保護者が変わったとき

2. 消滅届の提出(医療証をお返しく下さい)

- ①子どもが区外に転出したとき
- ②生活保護を受けるようになったとき
- ③子どもの健康保険の資格が喪失したとき
- ④里親・ファミリーホーム等に委託されたとき
- ⑤児童福祉法で定める施設に入所したとき

※医療証を紛失または破損したときは、再交付申請が必要です。

子ども医療証の受給要件について

1. 0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもであること
 2. 子どもの住所が品川区にあること
 3. 子どもが健康保険に加入していること
 4. 生活保護を受けていないこと
 5. 里親・ファミリーホーム等に委託されていないこと
 6. 児童福祉法で定める施設に入所していないこと
- 以上の条件をすべて満たしている方

医療機関等で医療費の全額(10割)を支払った場合

●健康保険証を提示しないで受診した場合

ご加入の保険組合に保険適用の申請をしてください。保険適用されると医療費の7割または8割が給付されます。給付決定後、残りの3割または2割の自己負担分について、子ども医療費の支給申請をしてください。

支給申請には領収書の写しと保険組合から発行された療養費給付の決定通知書(原本)が必要です。申請方法およびその他の持ち物については「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。

※**保険組合に保険適用の申請をするときは、申請前に領収書の写しを保管してください。子ども医療費の支給申請が必要となります。**

医療費が高額になりそうな場合、限度額適用認定証をご使用ください

限度額適用認定証は、入院・外来問わず、あらかじめご加入の保険組合に手続きすることで、医療機関での支払額が自己負担限度額までとなる認定証です。手続き方法はご加入の保険組合へお問い合わせください。

高額療養費について

支払った保険適用の医療費の自己負担分が高額な場合、高額療養費に該当する場合があります。子どもすこやか医療費助成では、高額療養費を除いた残りの自己負担分が助成対象となります。高額療養費に該当するか否かはご自身でご加入の保険組合に確認してください。

高額療養費に該当する場合、保険組合から高額療養費の支給決定がされた後に子ども医療費の支給申請をしてください。支給申請には、領収書の写しと保険組合から発行された療養費給付の決定通知書(原本)が必要です。申請方法およびその他の持ち物は「子ども医療費の支給申請について」をご覧ください。

旧制度 高校生等の入院医療費助成について

以下の条件をすべて満たす方は、保険適用の入院医療費の自己負担分と入院時の食事療養標準負担額(食事代)を助成します。

- ・入院時に住所が品川区にあったこと
 - ・入院時に15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した以後の最初の3月31日であったこと
 - ・平成31年4月～令和5年3月までの間の入院であること
- 詳しくはお問合せください。